

## 妊産婦の就業制限（法第64条の3）

何人も妊産婦（\*）を妊娠、出産、哺育などに有害な業務（重量物の取扱いや有害ガスを発散する場所における業務その他）に就かせてはなりません。

\*妊産婦／妊娠中及び産後1年を経過しない女性をいいます。

### ■有害な業務

（女性労働基準規則第2条及び第3条）

就業が禁止されている業務	妊娠中	産後1年	妊産婦以外
①重量物の取扱いの業務	×	×	×
②ボイラーの取扱いの業務	×	△	○
③ボイラーの溶接の業務	×	△	○
④つり上げ荷重が5トン以上のクレーン、デリック、制限荷重が5トン以上の揚貨装置の運転の業務	×	△	○
⑤運転中の原動機等の掃除、給油、検査、修理、ベルトの掛け換えの業務	×	△	○
⑥クレーン、デリック、揚貨装置の玉掛けの業務（補助作業を除く）	×	△	○
⑦動力により駆動される土木建築用機械、船舶荷扱用機械の運転の業務	×	△	○
⑧丸のこ盤（Φ=25cm以上）、帯のこ盤（Φ=75cm以上）に木材を送給する業務	×	△	○
⑨操車場構内における軌道車両の入換え、連結、解放の業務	×	△	○
⑩蒸気又は圧縮空気により駆動されるプレス機械又は鍛造機械を用いて行う金属加工の業務	×	△	○
⑪動力プレス機械、シャー等を用いて行う厚さが8mm以上の鉄板加工の業務	×	△	○
⑫岩石、鉱物の破砕機、粉砕機に材料を供給する業務	×	△	○
⑬土砂崩壊のおそれのある場所、深さ5m以上の地穴における業務	×	○	○
⑭高さ5m以上の墜落のおそれのある場所における業務	×	○	○
⑮足場の組立て、解体、変更の業務（地上、床上における補助作業を除く）	×	△	○
⑯胸高直径が35cm以上の立木の伐採の業務	×	△	○
⑰機械集材装置、運材索道等を用いて行う木材の搬出の業務	×	△	○
⑱鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、シアン化合物、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気、粉じんを発散する場所における業務	×	×	×
⑲多量の高熱物体を取り扱う業務	×	△	○
⑳著しく暑熱な場所における業務	×	△	○
㉑多量の低温物体を取り扱う業務	×	△	○
㉒著しく寒冷な場所における業務	×	△	○
㉓異常気圧下における業務	×	△	○
㉔さく岩機、鋸打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務	×	×	○

（注）1 ×＝就業禁止、△＝申出があった妊産婦に限り就業禁止となる場合、○＝就業制限なし

（注）2 ①重量物の取扱いの業務については、次の表に掲げる年齢と重量区分に応じ、重量物を取り扱う業務を禁止しています。

年齢	重量	
	断続作業の場合	継続作業の場合
満16歳未満	12 kg	8 kg
満16歳以上18歳未満	25 kg	15 kg
満18歳以上	30 kg	20 kg

（注）3 ⑱の女性労働者の就業を禁止する業務については、下記参照

# 女性労働者の就業を禁止する業務

## ■生殖機能などに有害な物質が発散する場所での女性の就業の禁止

- ・労働安全衛生法令に基づく作業環境測定を行い、「第3管理区分」（規制対象となる化学物質の空気中の平均濃度が規制値を超える状態）となった屋内作業の業務
- ・タンク内、船倉内での業務など、規制対象となる化学物質の蒸気や粉じんの発散が著しく、呼吸用保護具の着用が義務付けられている業務

## ■女性労働基準規則の対象物質（26物質）

- ・特定化学物質障害予防規則の適用を受けているもの

1 塩素化ビフェニール (PCB)	8 五酸化バナジウム
2 アクリルアミド	9 水銀及びその無期化合物（硫化水銀を除く）
3 エチルベンゼン	10 塩化ニッケル（Ⅱ）（粉状のものに限る）
4 エチレンイミン	11 砒素化合物（アルシンと砒素カリウムを除く）
5 エチレンオキシド	12 ベータプロピオラクトン
6 カドミウム化合物	13 ベンタクロルフェノール (PCB) 及びそのナトリウム塩
7 クロム酸塩	14 マンガン

（注）カドミウム、クロム、バナジウム、ニッケル、砒素の金属単体、マンガン化合物は対象とならない。

- ・鉛中毒予防規則の適用を受けているもの

15 鉛及びその化合物

- ・有機溶剤中毒予防規則の適用を受けているもの

16 エチレングリコールモノエチルエーテル（セルソルブ）	22 テトラクロルエチレン（パークロルエチレン）
17 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（セロソルブアセテート）	23 トリクロルエチレン
18 エチレングリコールモノメチルエーテル（メチルセルソルブ）	24 トルエン
19 キシレン	25 二酸化炭素
20 N,N-ジメチルホルムアミド	26 マタノール
21 スチレン	